

静岡社会健康医学大学院大学学術リポジトリ運用指針

令和5年8月31日

静岡社会健康医学大学院大学附属図書館長制定

(趣旨)

1. 静岡社会健康医学大学院大学(以下「本学」という。)において運用する機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)は、本学において作成された研究・教育活動の成果物(以下「学術成果物」という。)を収集・保存し、電子的形態での登録と恒久的保存を進め、インターネットを通じ学内外へ無償で公開することを通して社会に還元し、研究・教育活動の発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に貢献することを目的とする。この目的を達成するため、この指針によりリポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録対象となる学術成果物の範囲)

2. リポジトリに登録・蓄積・保存(以下「登録」という。)する範囲は、本学在籍中に単独又は共同で作成された次の各号に掲げる学術成果物とする。(文字資料以外の電子的資料(画像・データ集)を含む)
 - ① 本学が学位を授与した学位論文(博士論文、修士論文、課題研究報告)
 - ② ①以外の学術資料(学術雑誌掲載論文、プレプリント、学会発表資料等)
 - ③ 教育資料(講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料等)
 - ④ 各種学術成果物の根拠となる研究データ
 - ⑤ 学内に基盤をもつ学会・研究会が作成した紀要・研究会誌・研究記録等
 - ⑥ その他附属図書館長がリポジトリに登録することが適当と認めたもの

(登録者)

3. リポジトリに学術成果物を登録できる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - ① 当該学術成果物の作成に関与した本学に在籍する教職員及び大学院生(過去に在籍したことのある者を含む)
 - ② ①を構成員に含む団体
 - ③ その他、附属図書館長が特に認めた者

(学術成果物の登録)

4. 学術成果物の登録を希望する者は、出版者等の著作権、その他登録及び公開に係る支障がないことを調査し、次の各号に掲げる条件を承諾した上で、附属図書館長が定める登録申請書及び学術成果物を附属図書館長に提出するものとする。ただし、本学の規程等でインターネットによる公開が義務付けられている場合は、この限りではない。
 - ① 次に掲げる事項について法令上又は社会通念上問題が生じないものであること
 - (ア) 名誉、プライバシー等の人権に関する事項
 - (イ) 情報セキュリティに関する事項
 - (ウ) 守秘義務に関する事項
 - ② その他公開することについて問題が生じないものであること
 - ③ ネットワークを通じて配信できるものであること
 - ④ 無償であること

(リポジトリにおける取り扱い)

5. 本学は、リポジトリに登録されている学術成果物を以下のように取り扱う。

- ① 学術成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する
- ② ネットワークを通じて①の複製物を不特定多数に無償で公開(送信)する
- ③ 複製物の保全(バックアップ)及び利用のための複製・媒体変換を行う
- ④ 学内外の各種システム等との連携のために、学術成果物の複製物及びメタデータを提供する

(登録・公開)

6. リポジトリに登録する学術成果物については、出版者の著作権、その他登録・公開に係る支障の無いことを調査したうえで登録・公開する。

(著作権の帰属)

7. 登録された学術成果物の著作権は著作権者に帰属する。ただし、リポジトリとして形成されたデータベースの著作権は、本学に所属するものとする。

(著作権に関する利用許諾)

8. 登録者は、登録する学術成果物について必要な利用許諾手続を行うものとし、附属図書館は、登録者の依頼により利用許諾に関する調査又は手続を行うものとする。
9. 登録者は、登録する学術成果物の著作権が複数の者に帰属する場合は、あらかじめ他の著作権者の利用許諾を得るものとする。

(非公開・削除)

10. リポジトリに既に登録された学術成果物が次の各号のいずれかに該当する場合、図書館情報委員会(以下「委員会」という。)の議を経て、登録された学術成果物及びメタデータを非公開又は削除とする。なお、本項に言う「非公開」は学術成果物のみを取り下げてメタデータは残すこと、「削除」は学術成果物及びメタデータをリポジトリから取り下げることを指す。

- ① 非公開・削除申請を希望する者(以下「申請者」という)より理由を付して附属図書館長に非公開の申請があり、正当な理由があると認められる場合
- ② 申請者より理由を付して附属図書館長に削除の申請があり、真にやむを得ない理由があると認められる場合
- ③ 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する場合
- ④ 法に反する、公序良俗に反する、盗用・剽窃によることが明らかである、又は内容が著しく不適切である等の理由により、委員会が削除を決定した場合
- ⑤ 附属図書館長が登録によって支障が生じると認め、削除することが適当であると判断した場合

(改版の登録及び旧版の削除)

11. 附属図書館は、既に登録された学術成果物の改版された新しい版を登録することができる。この場合、前項②の規定にかかわらず、登録者の判断で旧版を削除することができる。

(利用条件)

12. リポジトリに登録された学術成果物を利用しようとする者は、その利用に際して次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。

- ① 著作権法等の定める条件
- ② 公開する学術成果物が、リポジトリで公開する以前に出版者等により出版・公表されており、投稿規則あるいは出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合、その条件
- ③ リポジトリシステムに過大な負荷がかかるような、機械的な大量の検索及びダウンロード行為をしないこと
- ④ その他、本学のリポジトリ運用に支障をきたすおそれのある行為をしないこと

(利用条件の周知)

13. 附属図書館は、学術成果物の公開に際し、ウェブサイトを通じて前項に定める利用条件を周知する。

(免責事項)

14. リポジトリでの学術成果物の登録・公開あるいは利用によって生じた損害について、本学はその責任を負わない。

(委員会)

15. リポジトリの管理運営に関して必要な事項は、委員会で審議する。

(リポジトリの管理運営)

16. リポジトリの管理運営は附属図書館において行うものとし、次に掲げる事項を行う。

- ① 著者である研究者の、出版者における著作権等の方針に関する調査を支援すること、又は当該調査結果を提供すること
- ② リポジトリへの学術成果物の登録・蓄積・保存
- ③ その他リポジトリの管理運営に関し必要な事項

(その他)

17. この運用指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、委員会の議を経て附属図書館長が別に定める。

附 則

この指針は、令和5年8月31日から施行する。